

資料3

令和2年第4回  
八潮市議会定例会

条例案の概要

令和2年11月30日招集

議案第107号

市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

職員の期末手当の支給割合の改定を考慮し、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するための改正

2 内 容

総支給割合を0.05月分引下げとし、令和2年度は12月期の支給割合を、令和3年度以降は6月期及び12月期の支給割合を、それぞれ次のとおりとする。

	6月期	12月期	総支給割合
令和2年度（現行）	2.250	2.250	4.50（月分）
令和2年度（改定後）	改定なし	2.200	4.45（月分）
令和3年度以降	2.225	2.225	4.45（月分）

3 施行期日

令和2年度分は公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）、令和3年度以降分は令和3年4月1日

議案第108号

八潮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

国家公務員の人事院勧告を考慮し、職員の期末手当の支給割合を改定するための改正

2 内 容

期末手当・勤勉手当の改定

総支給割合を0.05月分引き下げ、当該引下げ分を期末手当の支給月数に反映し、令和2年度は12月期の支給割合を、令和3年度以降は6月期及び12月期の支給割合を、それぞれ次のとおりとする。

(1) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員（一般職員）

		6月期	12月期	計	総支給割合
令和2年度 (現行)	期末手当	1.300	1.300	2.600	4.50 (月分)
	勤勉手当	0.950	0.950	1.900	
令和2年度 (改定後)	期末手当	改定なし	1.250	2.550	4.45 (月分)
	勤勉手当	改定なし	改定なし	改定なし	
令和3年度 以降	期末手当	1.275	1.275	2.550	4.45 (月分)
	勤勉手当	改定なし	改定なし	改定なし	

(2) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員（指定職員）

		6月期	12月期	計	総支給割合
令和2年度 (現行)	期末手当	1.100	1.100	2.200	4.50 (月分)
	勤勉手当	1.150	1.150	2.300	
令和2年度 (改定後)	期末手当	改定なし	1.050	2.150	4.45 (月分)
	勤勉手当	改定なし	改定なし	改定なし	
令和3年度 以降	期末手当	1.075	1.075	2.150	4.45 (月分)
	勤勉手当	改定なし	改定なし	改定なし	

3 施行期日

令和2年度分は公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）、令和3年度以降分は令和3年4月1日

八潮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法施行令の一部改正に伴う改正

2 内 容

国民健康保険税の軽減判定基準額について、基礎控除額相当分を10万円引き上げ、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

(1) 7割軽減基準額

現 行

基礎控除額 (33万円)

↓

改正後

基礎控除額 (43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円

(2) 5割軽減基準額

現 行

基礎控除額 (33万円)

+ 28万5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者)

↓

改正後

基礎控除額 (43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円

+ 28万5千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者)

(3) 2割軽減基準額

現 行

基礎控除額 (33万円)

+ 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者)

↓

改正後

基礎控除額 (43万円) + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円

+ 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者)

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年1月1日

(2) 適用区分

改正後の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 120 号

八潮市介護保険条例等の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法の一部改正に伴う改正

2 内 容

(1) 八潮市介護保険条例の一部改正（附則第 3 条関係）

① 地方税の改正に伴い名称を変更する。

現 行	改正後
特例基準割合	→ 延滞金特例基準割合

② 規定の整備

(2) 八潮市後期高齢者医療に関する条例の一部改正（第 5 条関係）

(1)と同様とする。

(3) 八潮市公共下水道事業分担金条例の一部改正（第 6 条関係）

(1)と同様とする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 3 年 1 月 1 日

(2) 適用区分

改正後の規定は、延滞金のうち令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

議案第121号

八潮市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正に伴う改正

2 内 容

従うべき国の基準に準じた指定居宅介護支援事業所の管理者に係る要件の改正

(1) 管理者に係る要件（第5条関係）

原則として管理者は主任介護支援専門員でなければならないとされているところ、やむを得ない理由がある場合には、主任介護支援専門員でない介護支援専門員を管理者とすることができる。

(2) 管理者に係る経過措置（附則第2項、第3項関係）

主任介護支援専門員の確保が困難な事業所がある状況等を考慮し、令和3年3月31日時点において、主任介護支援専門員でない介護支援専門員を管理者としている事業所に限り、令和9年3月31日までの間は、当該管理者を引き続き管理者とすることができることとする。

3 施行期日

令和3年4月1日。ただし、2(2)は、公布の日

議案第122号

草加都市計画事業鶴ヶ曾根・二丁目土地区画整理事業施行に関する条例等の一部を改正する条例

1 趣 旨

土地区画整理法施行令の一部改正に伴い、清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における当該清算金に付すべき利子の利率を改定するための改正

2 内 容

各地区における事業の清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合に付すべき利子の利率を次のとおり改定する。

地 区 名	改正前	改正後
稲 荷 伊 草 第 二	徴収：年6% 交付：年6%	徴収：財政融資資金の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が法定利率を超えるときは、法定利率） ① 償還方法が元金均等半年賦償還であること。 ② 金利方式が全期間固定金利であること。 ③ 貸付期間が5年以内であること。 ④ 据置期間がないこと。 交付：法定利率
鶴ヶ曾根・二丁目	徴収：年6% 交付：年6%	徴収：法定利率 交付：法定利率
大 瀬 古 新 田	—	
八 潮 南 部 東	—	
西 袋 上 馬 場	—	

※ 法定利率は、現行年3%

3 施行期日

公布の日